



電動車いす 交通事故情報

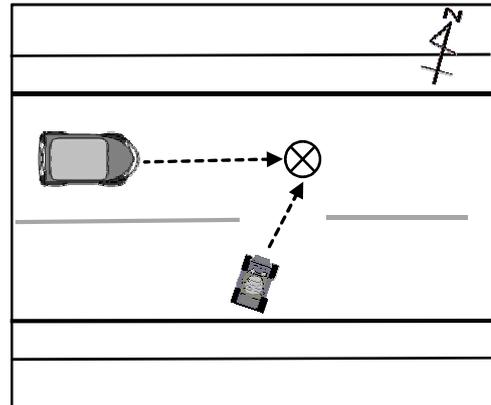
平成27年3月11日
愛媛県電動車いす
交通安全対策連絡協議会
Tel: (089)934-0110

今年 **1件目** 電動車いすの事故発生！！ 国道での衝突事故！！

発生日時 平成27年3月3日（火）
午後6時40分頃

発生場所 四国中央市土居町

事故概要 国道を横断中の電動車いすと東進してきた普通乗用自動車と衝突したものの。（軽傷）



◎電動車いす利用者⇒
道路を横断する時は必ず横断歩道を利用しましょう。

◎運転者⇒
進行時における前方の安全確認の徹底を！！



○電動車いす利用者は、「歩行者」とみなされます。

道路を横断するときは・・・

- 必ず横断歩道を利用しましょう。
- 信号が青でも、左右をよく見て自動車が止まっていることを確認してから渡りましょう。

いつも通り慣れている道だからといって、油断は禁物！
右左折車には要注意です！！



横断中の危険

- 道路を斜めに横断すると、横断時間が長くなり危険です。車の直前直後の横断や斜め横断は絶対にやめましょう。



歩行者横断禁止標識

この標識がある場所は、道路の横断が禁止されています。

その横断
ちよつと待って！！

「愛媛県電動車いす交通安全対策連絡協議会」では、電動車いすを安全に利用していただくためのポイントを記したチラシを作成し、愛媛県警及び愛媛県交通安全協会のホームページに掲載しておりますので、是非ご活用ください。

◎電動車いす利用者の方は、電動車いす交通安全登録制度に登録しましょう！！
<http://www.police.pref.ehime.jp/kotsukikaku/dendokurumaisu/1.pdf>